

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		エラーチェック済
⑦	⑦	⑧	⑧	⑧	⑧

平成23年分
開催分

(ふりがな) にほんきんゆうけいざいけんきゆうふおーらむにじゅういち

1 政治団体の名称 日本金融経済研究フォーラム21

2 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市松山1-6-14
(アパート・マンション名)

3 代表者の氏名 (姓) (名)
長崎 幸太郎

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
外川 良子

政治団体の区分

政党 政治資金規正法第18条の2第1項規定による政治団体

政党の支部 その他の政治団体

政治資金団体 その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 (姓) (名)
外川 良子

(電話) 055-288-0889

(電話)

(電話)

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (候補者となろうとする者)

資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)
長崎 幸太郎

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者(姓) (名)
の氏名 長崎 幸太郎

公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (候補者となろうとする者)

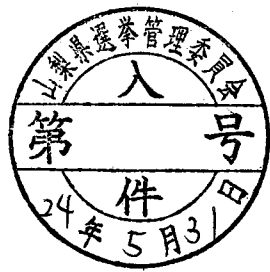
公職の候補者(姓) (名)
の氏名(2人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者(姓) (名)
の氏名(3人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

2566



資金管理団体の指定の期間

平成23年 1月 1日 から
平成23年 12月 31日 まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成23年 1月 1日 から
平成23年 12月 31日 まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

136940

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	22,954,811
(前年からの繰越額)	11,909,159
(本年の収入額)	11,045,652
支 出 総 額	11,741,627
翌年への繰越額	11,213,184

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	432,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	1,460,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,892,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	1,892,000	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	新春の集い2011	7,215,000	平成23年2月21日 静岳ホテル
2	長崎幸太郎君を励ます会	1,500,000	平成23年12月16日 憲政記念館
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	8,715,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	438,652	
	合 計	438,652	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	1.個人 職業(又は代表者の氏名)	備考
1	野中 功夫	10,000	H23/1/31	山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1122-1	代表取締役	
2	野中 功夫	10,000	H23/2/28	山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1122-1	代表取締役	
3	野中 功夫	10,000	H23/3/31	山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1122-1	代表取締役	
4	野中 功夫	10,000	H23/4/30	山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1122-1	代表取締役	
5	野中 功夫	10,000	H23/5/31	山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1122-1	代表取締役	
6	野中 功夫	10,000	H23/6/30	山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1122-1	代表取締役	
7	野中 功夫	10,000	H23/7/31	山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1122-1	代表取締役	
8	野中 功夫	10,000	H23/8/31	山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1122-1	代表取締役	
9	野中 功夫	10,000	H23/9/30	山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1122-1	代表取締役	
10	野中 功夫	10,000	H23/10/31	山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1122-1	代表取締役	
11	野中 功夫	10,000	H23/11/30	山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1122-1	代表取締役	
12	野中 功夫	10,000	H23/12/31	山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1122-1	代表取締役	
13	(小計)	120,000				
14	望月 薫	10,000	H23/1/31	山梨県甲府市太田町7-12	代表取締役	
15	望月 薫	10,000	H23/2/28	山梨県甲府市太田町7-12	代表取締役	
16	望月 薫	10,000	H23/3/31	山梨県甲府市太田町7-12	代表取締役	
17	望月 薫	10,000	H23/4/30	山梨県甲府市太田町7-12	代表取締役	
18	望月 薫	10,000	H23/5/31	山梨県甲府市太田町7-12	代表取締役	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	1.個人 職業(又は代表者の氏名)	備考
19	望月 薫	10,000	H23/6/30	山梨県甲府市太田町7-12	代表取締役	
20	望月 薫	10,000	H23/7/31	山梨県甲府市太田町7-12	代表取締役	
21	望月 薫	10,000	H23/8/31	山梨県甲府市太田町7-12	代表取締役	
22	望月 薫	10,000	H23/9/30	山梨県甲府市太田町7-12	代表取締役	
23	望月 薫	10,000	H23/10/31	山梨県甲府市太田町7-12	代表取締役	
24	望月 薫	10,000	H23/11/30	山梨県甲府市太田町7-12	代表取締役	
25	望月 薫	10,000	H23/12/31	山梨県甲府市太田町7-12	代表取締役	
26	(小計)	120,000				
27	保坂 精治	10,000	H23/1/31	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢 686	代表取締役	
28	保坂 精治	10,000	H23/2/28	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢 686	代表取締役	
29	保坂 精治	10,000	H23/3/31	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢 686	代表取締役	
30	保坂 精治	10,000	H23/4/30	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢 686	代表取締役	
31	保坂 精治	10,000	H23/5/31	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢 686	代表取締役	
32	保坂 精治	10,000	H23/6/30	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢 686	代表取締役	
33	保坂 精治	10,000	H23/7/31	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢 686	代表取締役	
34	保坂 精治	10,000	H23/8/31	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢 686	代表取締役	
35	保坂 精治	10,000	H23/9/30	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢 686	代表取締役	
36	保坂 精治	10,000	H23/10/31	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢 686	代表取締役	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考	
37	保坂 精治	10,000	H23/11/30	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢 686	代表取締役		
38	保坂 精治	10,000	H23/12/31	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢 686	代表取締役		
39	(小計)	120,000					
40							
	その他の寄附	72,000					
	合計	432,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
1	志帥会	500,000	H23/7/21	東京都千代田区平河町2-7-5	伊吹 文明	
2	志帥会	460,000	H23/7/29	東京都千代田区平河町2-7-5	伊吹 文明	
3	志帥会	500,000	H23/12/22	東京都千代田区平河町2-7-5	伊吹 文明	
4	(小計)	1,460,000				
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
その他の寄附		0				
合計		1,460,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	569,050	0	
(4) 事 務 所 費	106,700	0	
小 計	675,750	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,398,877	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	1,398,877	0	
エ その 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	9,667,000	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	11,065,877	0	
合 計	11,741,627		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	商品券	85,000	H23/2/22	河口湖ショッピングセ ンターBELL	山梨県南都留郡富士河口湖町船 津2986	
2	名簿管理システム	295,050	H23/3/15	(株)アイモーメント	兵庫県芦屋市公光町7番15号	
3	プログラム作成費	189,000	H23/9/2	(株)アイモーメント	兵庫県芦屋市公光町7番15号	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合 計	569,050				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	税理士報酬	25,000	H23/9/30	鈴木雅夫税理士事務所	山梨県大月市大月町花咲402-1	
2	税理士報酬	22,500	H23/10/31	鈴木雅夫税理士事務所	山梨県大月市大月町花咲402-1	
3	税理士報酬	23,750	H23/11/30	鈴木雅夫税理士事務所	山梨県大月市大月町花咲402-1	
4	税理士報酬	23,750	H23/12/30	鈴木雅夫税理士事務所	山梨県大月市大月町花咲402-1	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	11,700				
	合 計	106,700				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		5. 政治資金パーティー開催事業費	
					新春の集い2011	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	2011新春の集い 会場費 食費として	1,000,000	H23/1/28	㈱INN観光	東京都台東区雷門二丁目4番9号	
2	パーティー運営費	52,972	H23/3/2	㈱ファインズ	山梨県甲府市徳行2-7-15-701	
3	警備代金	42,525	H23/3/2	(有)総合警備トライ	山梨県都留市桂町909-7	
4	パーティー礼状発送代	25,965	H23/3/15	郵便事業株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
5	宿泊費	43,560	H23/4/11	花水庭 おおや	山梨県南都留郡富士河口湖町船津4025	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	6,695				
	合 計	1,171,717				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		5. 政治資金パーティー開催事業費	
					長崎幸太郎君を励ます会	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
1	憲政記念館使用料	30,160	H23/12/12	衆議院収入官吏 衆議院参事 今井 一晶	東京都千代田区永田町1-7-1	
2	食事代	115,500	H23/12/20	霞ガーデン	東京都千代田区永田町1-1-1 憲政記念会館	
3	パーティ開催事業費	31,500	H23/12/20	(株)エムシーストラテジー	東京都港区六本木5-12-5-302	
4	商品券	30,000	H23/12/27	アピタ 石和店	山梨県笛吹市石和町窪中島154	
5	商品券	20,000	H23/12/27	アピタ 石和店	山梨県笛吹市石和町窪中島154	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		0				
合計		227,160				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	寄付金	300,000	H23/2/23	桃輝会	山梨県笛吹市八代町岡251	
2	寄付金	200,000	H23/3/1	長崎幸太郎後援会	山梨県富士吉田市松山1-6-14	
3	寄付金	800,000	H23/3/1	長崎幸太郎後援会	山梨県富士吉田市松山1-6-14	
4	寄付金	300,000	H23/3/22	新樹会事務所	山梨県甲府市大手三丁目4-45	
5	寄付金	1,100,000	H23/3/22	長崎幸太郎後援会	山梨県富士吉田市松山1-6-14	
6	寄付金	300,000	H23/3/29	長崎幸太郎後援会	山梨県富士吉田市松山1-6-14	
7	寄付金	1,000,000	H23/4/18	長崎幸太郎後援会	山梨県富士吉田市松山1-6-14	
8	寄付金	200,000	H23/5/9	長崎幸太郎後援会	山梨県富士吉田市松山1-6-14	
9	寄付金	947,000	H23/5/20	長崎幸太郎後援会	山梨県富士吉田市松山1-6-14	
10	寄付金	1,000,000	H23/6/20	長崎幸太郎後援会	山梨県富士吉田市松山1-6-14	
11	寄付金	200,000	H23/6/20	長崎幸太郎後援会	山梨県富士吉田市松山1-6-14	
12	寄付金	500,000	H23/7/20	長崎幸太郎後援会	山梨県富士吉田市松山1-6-14	
13	寄付金	500,000	H23/7/22	長崎幸太郎後援会	山梨県富士吉田市松山1-6-14	
14	寄付金	460,000	H23/8/15	長崎幸太郎後援会	山梨県富士吉田市松山1-6-14	
15	寄付金	60,000	H23/11/25	長崎幸太郎後援会	山梨県富士吉田市松山1-6-14	
16	寄付金	1,000,000	H23/12/19	長崎幸太郎後援会	山梨県富士吉田市松山1-6-14	
17	寄付金	300,000	H23/12/19	長崎幸太郎後援会	山梨県富士吉田市松山1-6-14	
18	寄付金	500,000	H23/12/27	長崎幸太郎後援会	山梨県富士吉田市松山1-6-14	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
					寄付金	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
19						
	その他の支出	0				
	合 計	9,667,000				

資 産 等 の 状 況

(その17)

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳			項目別区分	ケ 金	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付
行番号	摘 要	金 額	年 月 日	備	考
1	自由民主党山梨県第二選挙区支部	28,200,000	H23/12/31		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成24年 5月 31日

政治団体の名称 日本金融経済研究フォーラム21

会計責任者の氏名 外川 良子



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

平成 24 年 5 月 30 日

日本金融経済研究フォーラム21

代表 長崎 幸太郎 殿

登録政治資金監査人  鈴木雅夫

登録番号 第 3981 号

研修終了年月日 平成23年8月16日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本金融経済研究フォーラム21の平成23年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等を徹し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条に13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徹し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、日本金融経済研究フォーラム21の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徹し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徹し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徹し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本金融経済研究フォーラム21と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、日本金融経済研究フォーラムと政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上